

平成 26 年 9 月
保 安 課

ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書について

1 検討に当たっての視点

- ダンス自体に着目した規制については見直しが必要。
- 規制緩和により地域住民の平穏な生活環境、少年の健全育成等に障害が生じないかという視点が不可欠。

2 4号営業に係る規制の見直し

- 現在、4号営業に関して風俗上の問題が生じている実態は見られず、規制の見直しにより問題のある営業が出現した場合に警察が迅速に措置を講じられるのであれば、現時点では4号営業を規制対象から除外しても特段の支障は生じないと判断。
- 除外する際には、関係団体が連携しダンス界全体として営業の健全化等に努めることが重要。自主的活動が促進されるよう警察が適宜必要な助言をすべき。

3 3号営業に係る規制の見直し

- 3号営業には様々な形態があり、風俗上の問題の有無にも差異があるため、一律に風俗営業から除外することには慎重であるべき。
- 見直しに当たっては、規制対象となる営業を深夜と低照度という要素に着目して3類型（一般飲食店営業、深夜遊興飲食店営業、低照度飲食店営業）に分けた上で、営業の実態、風俗上の問題を生じさせるおそれ等を勘案して必要な規制内容を検討すべき。
- 深夜における良好な風俗環境を保全するため、警察、営業者、地域住民から成る協議会を設けるとともに、悪質な営業者に警察が厳しい措置をとることを期待。

4 1号営業及び2号営業に係る規制の見直し

- 現行の1号営業を2号営業として規制することとし、風俗営業の定義からダンスという文言を削除することが適当。